

2023年（令和5年）第3回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）3月16日（木）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）3月16日（木）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）3月30日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）
 - 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 9番 石井 洋子
 - 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明 15番 谷本 耕造
 - 以上12名
- 8 欠席委員
 - 8番 小林 輝仁 14番 須藤 薫雄
 - 以上2名
- 9 その他の出席者
 - 0名

10 事務局出席職員等

事務局 長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局 次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
沼隈出張所長	野田 真之	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊	神辺出張所	杉原 信弘

以上8名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局	ただいまから、2023年（令和5年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数14名のうち、出席委員12名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号2番上田憲一郎委員と議席番号10番安原理雄委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2023年（令和5年）第3回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書の8ページⅡ-1-(2)-①の1号遊休農地面積欄「49ha 30ha 19ha」を「54ha 27ha 27ha」に訂正。 次に議案書（別冊）7ページ11番の施設欄「牛舎5棟 149.60㎡+118.30㎡+544㎡+238㎡+300㎡=1,349.90㎡」を「牛舎6棟 149.60㎡+118.30㎡+544㎡+2

事務局 続き	38㎡+300㎡+162㎡=1,511.90㎡」に訂正。併せて施設面積欄を1,511.90㎡に訂正。説明は以上です。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、3月24日の午前8時40分からの現地調査に続き、午前11時00分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号2件、合計5件について審議しました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。</p> <p>1番は、坪生町の渡人から受人である福山市長（教育委員会事務局学校教育部学びづくり課）が教育実習用農園のため期間5年で使用貸借を設定するものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から西へ60mです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、3月27日の午後0時20分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名 全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号7件、議案第3号2件、議案第4号65件、合計77件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から4番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、岡山県玉野市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>4番は、多治米町の受人が、熊野町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、3月27日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第4号23件、合計27件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から7番について報告します。 5番は、神村町の受人が、広島市安佐北区の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 6番は、藤江町の受人が、広島市安佐北区の渡人から借り受けている6筆の所有権を取得し、それに加えて1筆を譲受けて、野菜を栽培する計画です。 7番は、柳津町の受人が、西桜町一丁目の渡人から譲受けて、野菜を栽培する計画です。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、3月27日の午後0時20分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員12名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号32件、議案第5号1件、の合計42件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの8番から3ページの12番について報告します。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>8番は、芦田町の受人が、耕作地に近い申請地を同町の渡人から譲り受け、果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は、駅家町で採草業を営む農地所有適格法人が、加茂町の渡人から申請地を譲り受け、牛の飼料を栽培するものです。</p> <p>10番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>11番は、この度、申請地両側の田の境界を確定したところ、公図上の境界と誤差が生じたため、受人が分筆された申請地を譲り受け、境界線と地籍を変更するものです。</p> <p>12番は、新市町の受人が、自宅前の申請地を同町の渡人から譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、受人は農作業経験があり、必要な農機具等も確保済で、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、3月27日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号4件、議案第3号1件、議案第4号38件、議案第5号4件の合計50件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ13番から15番について報告します。</p> <p>13番は、申請地の東中条の田5筆1,954㎡と畑1筆484㎡の合計2,438㎡について、東中条の渡人が、労力不足で耕作継続困難、農業後継者もいないため、東中条の受人が譲り受けて、畑として耕作し、はっさく、キウイフルーツ等の果樹栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>14番と15番は関連案件です。</p> <p>認定新規就農者である蔵王町の受人が、14番の下御領の田2筆1,361㎡と15番の下御領の田1筆1,153㎡をそれぞれ岡山県浅口郡里庄町と下御領の貸人から3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、合計2,514㎡にネギ、キャベツを栽培して新規就農をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	<p>議案第1号の1番は、福山市が教育実習用農園として利用するものであり、農地法施行令第2条に規定のある「権利移動の不許可の例外」の該当案件です。</p> <p>その他の案件は、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、兵庫県加古川市の渡人から坪生町の受人が購入し、露天資材置場とするものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から東、780mです。</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>2番は、千田町一丁目の渡人から千田町三丁目の受人が購入し、露天資材置場とするものです。既に転用されており、顛末書が添付されております。 場所は、千田小学校から南西、500mです。 現地調査をしましたが、いずれも日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から9番について報告します。 3番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、津之郷小学校の北東、約600メートルです。 4番は、明治町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、沼隈体育センターの南、約200メートルです。 5番は、沼隈町の受人が、沖野上町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、旧千年小学校の北東、約400メートルです。 6番は、熊野町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、熊野小学校の東、約200メートルです。 7番は、岡山県井原市の受人が、水呑町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び貸露天資材置場として整備するものです。 場所は、水呑小学校の北西、約2キロメートルです。 8番と9番は関連案件です。 東京都港区の受人が、内海町の渡人2人から申請地を譲り受け、住宅1棟、車庫1棟及び転回通路として整備するものです。 場所は、釜谷（かまや）集会所の南、約20メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。 それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決</p>

<p>委員 委員 7番 岡本</p>	<p>定について」の、10番について報告します。 10番は、久松台三丁目の受人が、山手町五丁目の渡人から譲受け、露天駐車場を設置するものです。場所は、番田池から、北東へ約140メートルのところ 現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊7ページ11番から12番について報告します。 11番は、畜産業や食料品販売を営む駅家町の法人が畜産業を縮小する加茂町の渡人から申請地を譲り受け、事業規模を拡大するものです。なお、現地には既に牛舎が建築され、牛が飼育されているため、顛末書を受けています。場所は加茂小学校の北6キロメートルの所です 12番は、大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、170枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。 場所は駅家東小学校の東700メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」7ページ13番から16番について報告します。 13番は、多治米町の発電事業を営む法人が、湯野の田1筆1,458㎡を湯野の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル180枚を設置して売電をするものです。 14番は、多治米町の発電事業を営む法人が、湯野の田1筆824㎡を湯野の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル160枚を設置して売電をするものです。 15番は、東中条でプラスチック成型加工業を営む法人が、事業所隣地の東中条の田1筆209㎡を東中条の渡人から譲り受けて、従業員用の露天駐車場として整備利用をするものです。 16番は、京都市中京区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆1,134㎡を上竹田の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル198枚を設置し</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>て売電をするものです。 現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の13番と14番は井原鉄道井原線湯野駅から300m以内のため第3種農地です。その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p>

議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「非農地証明について」の8頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、春日町六丁目の申請人と外3人が、春日町大字浦上の三筆について申請するものです。</p> <p>申請地は1982年（昭和57年）頃から耕作放棄していたところ、土壌が侵食され、池及び法面となったものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北東へ370mです。</p> <p>2番は、兵庫県加古川市の申請人が、坪生町の二筆について申請するものです。</p> <p>申請地は1973年（昭和48年）以前から住宅敷地として利用しているものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から東へ390mです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第3号「非農地証明について」の3番と4番について報告します。</p> <p>3番は、熊野町の申請人が、昭和51年6月頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、熊野小学校の北東、約800メートルです。</p> <p>4番は、大阪市住吉区の申請人が、昭和50年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、内海ふれあいホールの南東、約300メートルです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊8ページの5番から6番について報告します。</p> <p>5番の申請地2筆は平成13年4月頃から耕作放棄していたところ雑木等</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>が繁茂し山林になったものです。</p> <p>なお、390-2は課税地目が畑になっているため、申請があったものです。場所は加茂小学校の北2.5キロメートルの所です。</p> <p>6番の申請地9筆は昭和60年3月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林になったものです。</p> <p>場所は山野小学校の北1.2キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、5番の390番1と6番の582番、583番、670番1を除く6筆は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整が整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「非農地証明について」9ページ7番について報告します。</p> <p>7番は、平野の申請人が、申請地である平野の田5筆合計3,822㎡について、昭和44年頃からイノシシの獣害や労力不足で耕作放棄していたところ、笹等が繁茂し原野となったものです。</p> <p>場所は、平野の観音寺大池と観音寺新池の間に山の谷間に位置しています。</p> <p>現地確認をしましたが、農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番から65番について報告します。</p>
4番 野田	<p>合計で、65件、120筆、面積 69,776.8平方メートルです。 地目別では、 田：93筆： 47,631.8平方メートル、 畑：27筆： 22,145平方メートルです。 新規・更新の別では、 新規分 34筆、 21,822平方メートル 更新分 86筆、 47,954.8平方メートルです。</p>
議 長	<p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の66番から88番について報告します。</p>
7番 岡本	<p>合計で、23件、49筆、面積 31,043㎡です。 地目別では、田：46筆、28,782㎡、 畑： 3筆、2,261㎡ 新規・更新の別では、 新規分20件、46筆、28,607㎡と 更新分が3件、3筆、2,436㎡です。</p>
議 長	<p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊24ページの89番から28ページの120番について報告します。</p> <p>全体で、32件、田が41筆、39,274平方メートル、畑が13筆、5,081平方メートルです。</p> <p>新規分が、27筆、20,980平方メートル、 更新分が、27筆、23,375平方メートルとなっております。</p> <p>作物別では、 水稻の作付けが40筆、38,625平方メートルです。 野菜や果樹の作付けは、13筆、5,081平方メートルです。 い草の作付けは、1筆、649平方メートルです。</p> <p>なお、今回の新規就農者は個人が1名です。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」28ページ121番から33ページ158番について報告します。</p> <p>合計で、38件、登記地目別は、田61筆63,410㎡、畑1筆1,582㎡で合計面積64,992㎡です。</p> <p>利用権別は、賃借権が22件38筆、使用貸借権が16件24筆です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分19件34,357㎡、更新分19件30,635㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の10ページから33ページにかけて計158件を上</p>

事務局 (続き)	<p>程しています。</p> <p>この内、「新規就農促進措置」によるものは、3ページ3番、16ページ40番、17ページ47番、21ページ74番で経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、1月31日を締切りとして、285筆 210,166.80平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
議長	<p>これより質疑に入りますが、安原委員、谷本職務代理者、須藤委員、山本委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委員	<p>(安原委員、谷本職務代理者、山本委員が退席)</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>採決が終わりましたので、安原委員、谷本職務代理者、須藤委員、山本委員は入室・ご着席ください。</p>

委員	(安原委員， 谷本職務代理者， 山本委員が着席)
議長	次に， 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業， 一括方式)」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。
委員 10番 安原	それでは， 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」(農地中間管理事業， 一括方式) の 3 4 ページ 1 番について報告します。 神辺町の認定新規就農者である借受人が駅家町の貸付希望農地で， 花卉の栽培をする計画です。 以上， 計画案に意見， 異議はありません
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について (農地中間管理事業， 一括方式)」の 3 4 ページ 2 番から 5 番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が， 計画対象農地に利用権を設定して借り受けて， 借受人に転貸するものです。 件数 4 件， 登記地目は全て田で 8 筆， 面積は 7， 2 1 3 m ² です。 2 番から 4 番は， 既に徳田・箱田地区で集積実績のある庄原市の法人が， 賃借権で箱田の田 6 筆 4， 4 5 5 m ² を借り受けて， キャベツの栽培をする計画です。 5 番は， 蔵王町の認定新規就農者が， 使用貸借権で下御領の田 2 筆合計 2， 7 5 8 m ² を借り受けて， ネギ， キャベツの栽培をする計画です。 当該農地， 借受人に問題はなく， 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 5 号は， 農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団

事務局 続き	<p>に利用権を設定し、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で5件、9筆、9,580平方メートルの申し出がありました。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第6号について説明します。</p> <p>「農業委員会による最適化活動の推進等について」(農林水産省経営局長通知)で、農業委員会は毎年度、最適化活動の成果目標と活動目標を設定し公表することとされています。</p> <p>具体的には、目標を大きく成果目標と活動目標に分割して記載することとなります。</p> <p>7ページには、1で農業委員会の体制等、2で市内の農家・農地等の状況を記載しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>成果目標として(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>入の促進と3つ目標を設定しています。</p> <p>(1)の農地の集積ですが、現在、市内における担い手の集積面積は270ヘクタールで集積率は7.8パーセントとなっています。</p> <p>本市では、R12年度までに28パーセントにする長期目標があり、その達成のためにはR5年度に86ヘクタールの新規集積が必要となります。</p> <p>次に(2)遊休農地の解消について、現況の遊休農地は54ヘクタールとなっており、内、比較的荒廃程度の軽い緑区分が27ヘクタール、重い黄色区分が27ヘクタールです。</p> <p>今年度の解消目標については、緑区分が2ヘクタール、黄色区分は解消に向けた工程表の策定、R4年度新規に発生した遊休農地3ヘクタールの解消を目標としています。</p> <p>9ページの(3)新規参入の促進の令和4年度実績は19経営体で集積面積が7.3ヘクタールです。</p> <p>新規参入者への権利移動面積の目標は7.3ヘクタールとしています。 (過去3年間の権利移動面積の平均の1割)</p> <p>次に「2 最適化活動の活動目標について」、(1)の活動日数については、6日/月、強化月間は利用権設定の受付期を当てています。また、県が主催する新規就農相談会へ参加することとしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の35ページから39ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、21件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、40ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、41ページから46ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条40件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、47ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫等であることを確認しました。</p> <p>次に、48ページと49ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、50ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、51ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、5件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>

議 長	ただいまの説明について，発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>発言等もないようですので，以上をもちまして２０２３年（令和５年）第３回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお，来月の総会は４月２８日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には，ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前１０時５０分閉会